

# 青森県報

号外第三十三号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………(地域活力振興課) ……一
- 県民福祉プラザの喫茶施設の使用料の額の一部改正……………(健康福祉政策課) ……一
- 青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………(観光企画課) ……一
- 青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正……………(同) ……一
- 青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額の一部改正……………(学校教育庁) ……二
- 青森県総合社会教育センターの食堂施設の使用料の額の一部改正……………(生涯学習課) ……二
- 青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………(教育庁スポーツ健康課) ……二
- 青森県武道館の食堂施設の使用料の額の一部改正……………(同) ……二

## 告 示

### 青森県告示第二百二十二号

平成十五年八月八日青森県告示第五百十三号(青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から

施行する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「八十二万千円」を「八十三万六千三百円」に、「百十九万四百円」を「百二十一万二千四百円」に改める。

### 青森県告示第二百二十三号

平成十年四月一日青森県告示第二百二十三号(県民福祉プラザの喫茶施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に受けている青森県民福祉プラザ条例(平成十年三月青森県条例第三号)第二条の規定による使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「八十二万六千二百円」を「八十四万五千五百円」に改める。

### 青森県告示第二百二十四号

平成十八年七月十二日青森県告示第五百二十二号(青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「八十五万八千六百円」を「八十七万四千五百円」に、「六十八万四千六百円」を「六十九万七千二百円」に改める。

### 青森県告示第二百二十五号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号(青森県営浅虫水族館の食堂

施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「五十三万四千百円」を「五十四万四千円」に改める。

青森県告示第二百二十六号

平成十五年三月二十四日青森県告示第百八十七号(青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「三十八万六千六百四十円」を「三十九万三千八百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県告示第二百二十七号

平成元年七月五日青森県告示第四百七十五号(青森県総合社会教育センターの食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中「六十二万二千八十円」を「六十三万三千六百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従

前の例による。

青森県告示第二百二十八号

昭和六十年八月十日青森県告示第六百二十三号(青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中「百四十九万六千八百八十円」を「百五十二万四千六百円」に、「十万三千六百八十円」を「十万五千六百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県告示第二百二十九号

平成十二年五月一日青森県告示第三百五十五号(青森県武道館の食堂施設の使用料の額)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「百五十九万九千三百二十円」を「百六十二万八千九百三十円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭